

志布志市ひとがともに輝くまちづくり条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第6条）

第2章 ひとがともに輝く社会の実現を阻害する行為の禁止等（第7条・第8条）

第3章 ひとがともに輝く社会の推進に関する基本的施策（第9条－第18条）

第4章 志布志市ひとがともに輝くまちづくり審議会（第19条－第24条）

第5章 雑則（第25条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重及び法の下での平等がうたわれ、国際社会における取組とも連動しつつ、男女平等の実現に向けた様々な取組が着実に進められてきた。

本市においても、男女共同参画社会の形成を最重要課題の一つとし、「共生・協働・自立」の社会づくりを推進するために様々な施策に取り組んでいる。

しかしながら、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、性別による固定的な役割分担意識やこれを反映した社会通念、慣行等が依然として根強く存在するなど、男女共同参画社会の形成への妨げとなる多くの課題が残されている。一方、様々な人々が互いの違いを認め、理解し合うことの重要性は高まりを見せており、男女の性別にとらわれず、性的指向や性自認といった性の多様性を尊重し合い、全ての人々が幸福を感じながら生きていける社会の実現が求められている。

このような状況を踏まえ、本市が将来にわたり活力あるまちづくりを進めていく上で、性別にかかわらずそこに生きる人の権利を尊重し合いながら、個性及び能力を十分に発揮し、いかなる場合でも対等な構成員として参画できる社会を実現することが重要である。

ここに、ひとがともに輝く社会の実現のための基本理念を定め、必要な取組を、市、市民及び事業者が一体となって総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画を推進し、及び多様な性を尊重する社会（以下「ひとがともに輝く社会」という。）の実現に関し基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、ひとがともに輝く社会の形成に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これを総合的かつ計画的に推進し、もって全ての人々が性別等を理由とした人権侵害や暴力を受けることなく、その個性及び能力を十分に発揮して自分らしく、幸せに生きることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野（以下「社会のあらゆる分野」という。）にお

ける活動に参画する機会が確保され、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

- (2) 市民 市内に居住する者、市内に勤務する者、市内に在学する者又は市内で活動する者をいう。
- (3) 事業者 営利を目的とするか否かを問わず、市内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手に不快感を与え、相手の学習環境、就労環境、その他生活環境を害し、又は不利益を与える行為をいう。
- (5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等相互に親密な関係にあり、又は親密な関係にあった者から振るわれる個人の尊厳を侵すような身体的、精神的、社会的、経済的又は性的な暴力をいう。
- (6) 性別等 生物学的な性別、性的指向、性自認及び性表現をいう。
- (7) 性的指向 どのような性を恋愛や性愛の対象とするかをいう。
- (8) 性自認 自らの性に対する自己認識をいう。
- (9) 性表現 自らの性をどのように表現するかをいう。

(基本理念)

第3条 ひとがともに輝く社会を実現するための取組は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

- (1) 全ての人の個人としての尊厳が重んぜられるとともに、人権が尊重されること。
- (2) 全ての人が個人として能力を発揮する機会が確保され、自らの意思及び責任により多様な生き方を選択できること。
- (3) 全ての人が性的指向、性自認及び性表現による差別的取扱いを受けないこと。
- (4) 社会における制度又は慣行が、全ての人の社会活動の自由な選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されること。
- (5) 全ての人が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野で方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (6) 全ての人が、相互の協力及び社会の支援の下に、家庭生活、職場及び地域の一員としての役割を円滑に果たし、調和の取れた生活を営むことができること。
- (7) ひとがともに輝く社会を実現するための取組は、国際的協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、ひとがともに輝く社会の形成に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

- 2 市は、ひとがともに輝く社会を実現するための取組に当たっては、市民及び事業者と協働するよう努めるとともに、国及び他の地方公共団体と連携を図らなければならない。
- 3 市は、学校教育及び社会教育が、ひとがともに輝く社会の形成に果たす教育の重要性を認識し、基本理念に基づいた教育を行うよう志布志市教育委員会と連携を図らなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、社会のあらゆる分野において基本理念にのっとり、ひとがともに輝く社会の実現に努めるものとする。

2 市民は、市が実施するひとがともに輝く社会の形成に関する施策に協力し、共に実現するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、ひとがともに輝く社会の実現に努めるとともに、全ての人々が家庭、職場及び地域における活動の調和の取れた生活を営むことができるよう、活動環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、市が実施するひとがともに輝く社会の形成に関する施策に協力し、共に実現するよう努めるものとする。

第2章 ひとがともに輝く社会の実現を阻害する行為の禁止等

(ひとがともに輝く社会の実現を阻害する行為の禁止)

第7条 何人も、社会のあらゆる分野において、直接的であるか間接的であるかを問わず、いかなる場合においても次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 性別等を起因とする差別及び人権侵害
- (2) セクシュアル・ハラスメント
- (3) ドメスティック・バイオレンス

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、固定的な性別役割分担、ドメスティック・バイオレンスを助長する表現及びひとがともに輝く社会の実現を阻害するおそれのある過度の性的な表現を用いることがないように十分に配慮しなければならない。

2 何人も、性的指向及び性自認の公表に関して、いかなる場合も強制し、若しくは禁止し、又は本人の意に反して公にしてはならない。

第3章 ひとがともに輝く社会の推進に関する基本的施策

(推進基本プラン)

第9条 市長は、ひとがともに輝く社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「推進基本プラン」という。）を策定するものとする。

2 市長は、推進基本プランを策定又は変更するに当たっては、第19条第1項に規定する志布志市ひとがともに輝くまちづくり審議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、推進基本プランを策定又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、ひとがともに輝く社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、この条例に規定する基本理念等に配慮しなければならない。

2 市は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、市民の意見を反映させるよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第11条 市は、ひとがともに輝く社会の形成に関する施策を実施するために、法制上又は財政上の措置を講ずるとともに、必要な体制の整備を図るものとする。

(市民等の理解を深めるための措置及び調査研究)

第12条 市は、基本理念に関する市民及び事業者の理解を深めるため、広報啓発活動等を行うとともに、教育及び学習機会の充実に努めるものとする。

2 市は、ひとがともに輝く社会の実現に関して必要な調査研究並びに情報の収集及び提供を行うものとする。

(市民等への支援)

第13条 市は、全ての人が性別にかかわらず家庭生活における活動及び社会における活動の調和の取れた生活を営むことができるよう、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 市は、ひとがともに輝く社会の実現に関する取組を行う市民及び事業者に対し、必要な支援を行うものとし、あらゆる教育の場において、誰もが平等に参画できる社会を支える意識の形成を図るために必要な支援を行うものとする。

(防災分野における男女共同参画等の推進)

第14条 市は、防災、災害対応、復興その他の災害に関するあらゆる場面において、男女共同参画及び多様な性の尊重の視点を取り入れた施策及び被災者支援を行うよう努めるものとする。

(DV対策基本プラン)

第15条 市長は、ドメスティック・バイオレンスの防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下「DV対策基本プラン」という。）を策定するものとする。

2 市長は、DV対策基本プランを策定又は変更するに当たっては、第19条第1項に規定する志布志市ひとがともに輝くまちづくり審議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、DV対策基本プランを策定又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(女性活躍推進計画)

第16条 市長は、女性の職業生活における活躍の推進のための施策の実施に関する基本的な計画（以下「女性活躍推進計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、女性活躍推進計画を策定又は変更するに当たっては、第19条第1項に規定する志布志市ひとがともに輝くまちづくり審議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、女性活躍推進計画を策定又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(年次報告)

第17条 市長は、毎年、推進基本プランに基づいた施策の実施状況に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

(市民等の申出)

第18条 市は、市が実施するひとがともに輝く社会の形成に関する施策の推進に影響を及ぼ

すものとして、市民等からの申出があったときは、適切に処理するものとする。

- 2 市は、性別等による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他のひとがともに輝く社会の実現を阻害する行為に関し、市民等からの申出があったときは、関係機関と連携して、適切に処理するものとする。

第4章 志布志市ひとがともに輝くまちづくり審議会

(志布志市ひとがともに輝くまちづくり審議会)

第19条 ひとがともに輝く社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進に資するため、志布志市ひとがともに輝くまちづくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 推進基本プランに関し、第9条第2項に規定する事項
- (2) DV対策プランに関し、第15条第2項に規定する事項
- (3) 女性活躍推進計画に関し、第16条第2項に規定する事項
- (4) 市長の諮問に応じ、ひとがともに輝く社会の形成に関する基本的かつ総合的な施策又は重要事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

- 3 審議会は、前項各号に規定する事項に関し必要があると認めるときは、市長に対し提言することができる。

(審議会の組織)

第20条 審議会は、委員20人以内で組織する。

- 2 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないよう努めるものとする。

- 3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市内に居住する者で、公募に応じたもの
- (2) 関係団体から推薦された者
- (3) 学識経験者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第21条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第22条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第23条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第24条 審議会の庶務は、コミュニティ推進課において処理する。

第5章 雑則

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている推進基本プランは、第9条第1項の規定により策定された推進基本プランとみなす。

3 この条例の施行の際現に策定されているDV対策基本プランは、第15条第1項の規定により策定されたDV対策基本プランとみなす。

4 この条例の施行の際現に策定されている女性活躍推進計画は、第16条第1項の規定により策定された女性活躍推進計画とみなす。